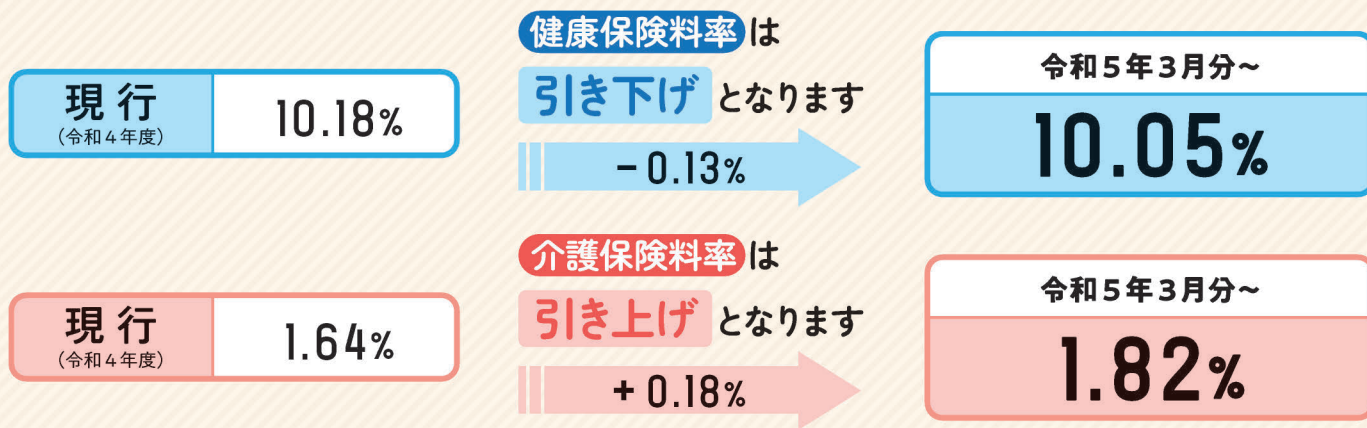


月刊 協会けんぽみやぎ

事業主・加入者のみなさまへ

1. 令和5年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ宮城支部の健康保険料率と介護保険料率(全国一律)が変更となります



保険料率の決定は医療費の伸びが関係しています。
皆様の取組みで、保険料率の上昇を抑えることができます！
皆様をお願いしたい3つのポイント



1 まずは職場健康づくり宣言にエントリー！

※従業員様の健康への意識改革、運動の啓発を目的としています。エントリー後、従業員様の健康づくりのサポートをします！

◎ 健康診断や特定保健指導の利用、医療機関の早期受診をしましょう！

■これらは「職場健康づくり宣言」の取組みの一つです。将来的な医療費の節約には、疾病の早期発見・早期治療が重要です。

■また、令和5年度から生活習慣病予防健診の一人当たりの自己負担額が、これまでの7,169円から→5,282円に減額されます！（1,887円OFF！）これを機に協会けんぽの生活習慣病予防健診に切り替えをご検討ください！（詳細は、3月下旬に事業所様にお送りする「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。）



エントリーはこちら▲



2 いきなり大病院を受診するのは控えましょう！

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、初診料に加えて7,000円以上の特別料金がかかります！

※大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じてしまいます！



3 リフィル処方箋について担当医師に相談してみましょう

リフィル処方箋とは？

→症状が安定している患者が、医師の判断によって診察を受けなくても3回まで繰り返し使用できる処方箋のことです。

患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院の労力や待ち時間などの負担が軽減されるメリットがあります。



Ⅱ. 令和5年度生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

従業員様向けの生活習慣病予防健診は**令和5年3月下旬**に事業所様あてに、ご家族様向けの特定健診は**令和5年4月上旬**に対象者を扶養している被保険者様の住所地へ送付します。
 「インセンティブ制度」によって、被保険者（ご本人）様・被扶養者（ご家族）様の健診受診率が健康保険料率の引き下げに影響します。被保険者様のみならず、被扶養者様の健診についてもご理解ご協力をお願いします。

35歳～74歳の被保険者（ご本人）様「生活習慣病予防健診」

健診の内容

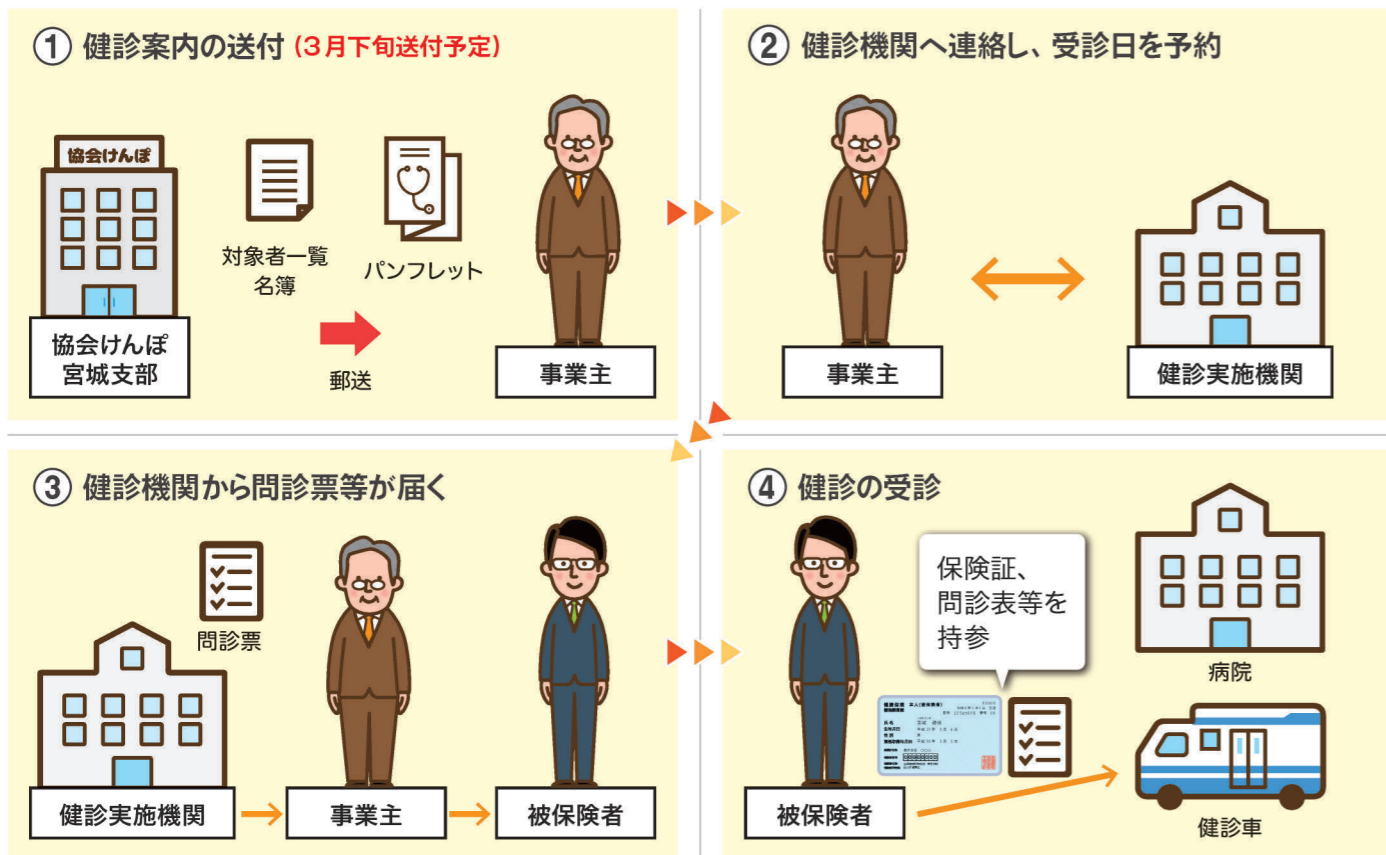
〈労働安全衛生法の定期健康診断項目〉

問診、身体計測、血圧測定、胸部レントゲン検査、尿検査、血液検査、心電図検査



- ・胃部レントゲン検査（胃がん検査）
- ・便潜血反応検査（大腸がん検査）

受診の流れ



・健診機関の予約状況により、ご希望の健診機関や希望日に受診できない場合がありますので、ご了承ください。
 ・当協会ホームページにて生活習慣病予防健診実施機関の情報をお知らせします。

健診の費用

自己負担額 **5,282円**
 協会補助額 **13,583円**

総額 最高 18,865円

令和5年度は昨年度よりさらにお得に受診できます!!

令和5年度から一人当たりの自己負担額がこれまでの7,169円から5,282円に減額されます（1,887円OFF!）。これを機に協会けんぽの生活習慣病予防健診に切り替えをご検討ください！
 ※自己負担額軽減前と軽減後の健診内容に変更はありません。

集合バス健診のご案内

協会けんぽ宮城支部では、契約健診機関の少ない地区等の公共施設などで健診バス（健診車）による集合健診を実施しています。集合バス健診の開催地区や日程等は、令和5年3月下旬に送付する生活習慣病予防健診のご案内に同封の「令和5年度 集合バス健診のご案内」をご確認ください。

40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様「特定健診」

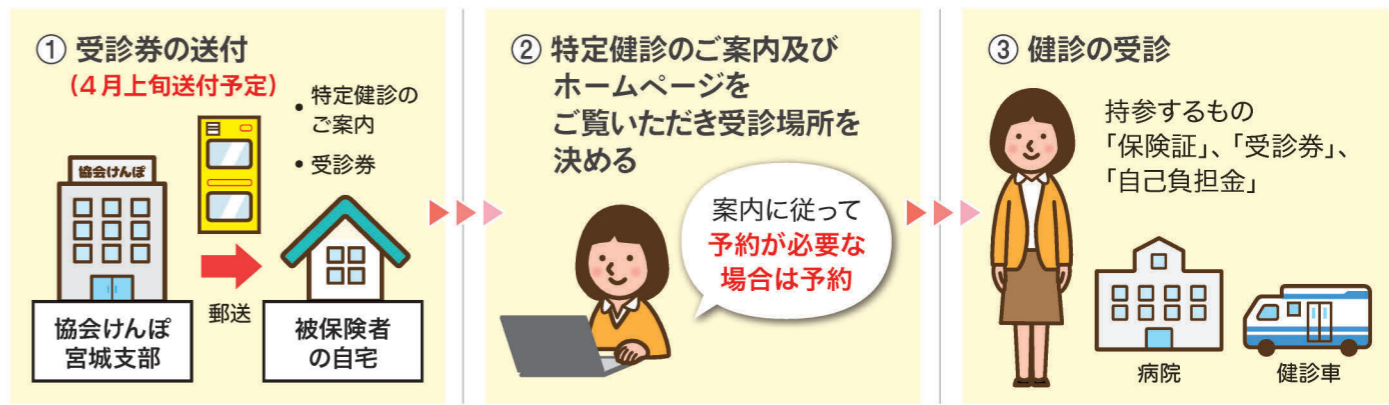
健診の内容

■ 基本的な健診

問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

※検査結果に基づき、医師の判断で詳細な健診（血清クレアチニン検査・心電図検査・貧血検査・眼底検査）を追加する場合があります。

受診の流れ



ご確認ください

特定健診を受診する際は、「特定健康診査受診券（セット券）」が必要です

- ・受診券は**令和5年4月上旬**に被保険者様の住所地へ送付予定です。
※被保険者様のご自宅が宮城県外にある場合は、県外の住所地を管轄する協会けんぽ支部より受診券を送付します。
- ・令和5年1月以降に加入登録された方…令和5年5月下旬以降、順次送付予定です。

事業主様へ 特定健康診査受診券（セット券）の配布にご協力ください

以下の場合には事業所様へ受診券が送付される場合がございますので、事業所様から被保険者様への配布のご協力をお願いいたします。

- ・協会けんぽで保有している被保険者様の住所情報に不備（郵便番号、住所情報の未登録等）がある場合
- ・転居等の理由で協会けんぽが保有している住所情報と被保険者様が現在居住している住所に相違がある場合
- ・被保険者様と被扶養者様の住所が違う場合など



生活習慣病予防健診・特定健診のお問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部 保健グループ 〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8F
 TEL 022-714-6854（直通）

協会けんぽ 宮城

Ⅲ. 保険証が使えるのは退職日までです！

被保険者（ご本人）様が退職等で健康保険の資格を喪失した場合や、被扶養者（ご家族）様が就職等で扶養から外れた場合は、保険証を使用することができなくなります。

資格が切れた保険証を使用して医療機関等を受診した場合は、その分の**医療費**（総医療費の7割から8割相当）を**協会けんぽに返還**いただくこととなりますのでご注意ください。



保険証を使用できるのは

① 退職日まで

② 扶養から外れる前日まで



例

3月31日退職
(4月1日資格喪失)



保険証は**4月1日から**
使用できません

事業所のご担当者さまへ速やかに返却ください

ご担当者様へのお願い

- ① 資格喪失日（扶養解除日）以降は保険証を**使用できない旨**をご説明願います。
 - ② 従業員の方の退職時（扶養解除日）には速やかに保険証を回収願います。
- ※回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者（移動）届に添付し、日本年金機構 仙台広域事務センターへご返却願います。



■お問い合わせ先：全国健康保険協会宮城支部 レセプトグループ TEL 022-714-6853

Ⅳ. 退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には「**協会けんぽの任意継続**」、「**お住まいの市区町村の国民健康保険**」、「**ご家族の健康保険（被扶養者）**」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部（郵送での手続きにご協力をお願いいたします）	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ●退職の日の翌日から20日以内に手続きすること ●最大2年間の加入となります。 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ●ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料は、退職時の標準報酬月額（上限30万円）にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額となります。 ●保険料は原則2年間変わりません。ただし、保険料率の変更等により変動することがあります。 ●納付期限までに納付されないと資格喪失または資格取消になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ●倒産、解雇、雇止めなどにより離職した場合は保険料（税）が軽減されることがあります。 ●お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 	<p>被扶養者の保険料負担はありません</p> <p>それぞれの保険料額を比較することをおすすめします</p>

■お問い合わせ先：全国健康保険協会宮城支部 業務グループ TEL 022-714-6852



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

協会けんぽ 宮城

検索

〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850
FAX 022-714-6857

宮城支部メルマガ
会員募集中！



登録はこちら▲